

# 裁判・公の見直し

## # II 傷害慰謝料裁判

### # II 作文の荒筋

デキレースは本人訴訟側が如何に完璧を計っても潰しぬ出し

- 1) 司法改革の矢面は裁判期間短縮これにカコづけ裁判せず
- 2) 我々本人訴訟での口頭弁論は殆どが・・・1回で終る
- 3) 判決は裁判官独立と心象となっている→悪辣勝手に行使
- 4) 如何に悪辣判決でも不服なら→上訴せよで葬られる
- 5) 裁判官は難儀な仕事・・・優遇→悪辣行為も不満言えない
- 6) 訴訟者は孤独・加勢者がいない、居てもばらばら・・・
- 7) 何れにしても最後は身勝手な「訴訟指揮」で蹴飛ばされる

前・後段は **裁判正常化道志会** [ホームページへ](#)

関係者 各位 様

平成 27・01・中旬にて

口頭弁論剥奪された本人訴訟の原告；山村三郎

公開に当って

(裁判正常化道志会・HPへ)

裁判に裁判員制度が導入され本年 27 年 5 月で 6 年、裁判員約 6 万人が選任 8 千人の被告人に判決が下された。しかし、実態アンケートによれば定着したとするのは 31%である (法務委員会)

これからすると国民は納得して無いといえる、他に不評価 53・参加したくない 80 (平 21 年) →86 各% (平 26 年)・出席率 83・{辞退率 53} (平 21 年) →69 {辞退率 66} 等々である。

その関連問題で殺害現場を目の当たりにして、精神的な問題云々とかの報道・・・そのほかにはさしたる問題は報道されてない国民は、裁判員裁判主宰者同様に円滑に運営されていると解釈しているのではないのでしょうか・・・と知っている者が多い。

他方、民事事件現場処理 (法廷内対応・判決) は、話題にさえあがらない、特にこの兄弟騒動は、何れ欲徳に絡んだ相続争いであろうとし、諸不正が関係者・関心ある人達の目に留まらない。

とりわけ作文表現力に不慣れな故、その状況が旨く伝わらない。

裁判所は、私が本人訴訟であることから見縊<sup>シ</sup>り弁護士側に邪商売させている。相手は、当方の数個の口頭弁論とゆう言葉で全「嘘」が暴けます・・・それを裁判所が口封じして・・・させない。

現・裁判の判決事情は、事の真実に根ざした判断ではない、如何に有利に抗弁するか・つまり「主張のどちらが法に適っているか」で決し、証拠が伴うことが勝訴の原則?ではある (各書記官言) ところが最高裁長官は「裁判の心得」で《事案の実相をよく理解し、幅広く納得が得られる解決》のために司法制度改革事項以上の「工夫」を提唱し・・・それを求めています。

反面・民訴法 247 条は「自由心象」を唱え如何様にも出来る身勝手な事情を容認している、明確な条文がある訳ではないが難儀の場合に備え、憲法は《良心》の処理を指示していても、現実は無管理司法組織の暗黙圧力には抗し切れず、邪に職権し身勝手な不正判決が闊歩している。

如何に整備した畑であっても、放置すれば雑草は我がもの顔で繁茂する、負担の多い裁判官職であっても、適正な管理と裁判当事者への責任の自覚が無ければ、司法界の悪慣習に屈する。

建前上の独立で公正化すれば、個人的には放り出され島流しされると聞く、故に法曹界の亜流と暗黙に組し世間の悪辣者を野放しにする、その具現が、兄貴を邪に堂々と生い茂<sup>シ</sup>がらせている。

さて、

今回の裁判官の口封じ行為は、明らかに不当です、私は素人のできる全てを尽くした、にも拘らず一切の指導説明も無い、これは当該熊谷裁判官だけではない、横浜地裁あげて私個人への排除と潰しである・裁判所自体の覚醒改善が必須である、これが為、諸兄の意見を求める次第です。

それ等投稿を基に HP に掲載乃至関係機関に改善を求めます、これには、私への信認が必要です、文章的には、後段訴状文の×部分は、関連表示のために掲載し・前経緯表と重複します、訴状掲載趣旨は、訴状最終 11 頁「裁判所への要望」だけが今回の掲載趣旨でこれ以外は関連事項です。

当兄弟争いの根本は「裁判所組織ぐるみの不正」・その延長で便乗弁護士 12 名の「録音偽造」底流には拾億単位の相続問題も絡み、これをも念頭に置きながら諸兄の指南を賜りたい。

## この公開に当り

我々本人訴訟並びに受不当判決者は、中々公表の機会がない、表裏の整備されたとされる法律の裏で本来人権問題とも成り得る事柄が堂々と判決される、裁判所は、裁判料を強奪する詐欺・文明国家言論の自由といわれながら公開さるべき司法者の不正は容易には表に出ない。

如何でしょう、当公開された表沙汰を機に諸兄の志向事項を集約させて正常化に活かそうではありませんか。我々『裁判正常化道志会』は、そんな正常化を求めて発足しました。

しかしながら現状では力不足です、これへの支援・教示が賜れますことお願いいたします。

賛助者；裁判正常化道志会 磯貝 高男

橋本 和憲


以下に裁判での使用書面をそのまま掲載、内訳を案内しますが、赤字句は強調重点箇所です  
また、掲載書面の問題箇所は追って当会 HP 等に解説掲載(含・送付者)を予定しております。  
その他、資料郵送者には頁省略もしておりますが、全文は HP 乃至事務局まで通信下さい。

目次	事項	備考
P1	公開に当って	
P2	目次	
P4	訴状 (慰謝料請求事件) (請求趣旨・請求原因)	原文・・・訴状
P4	兄弟関係荒筋・ P5 高裁捏造補正書添え・ P6 弁論途中で投げ出し	
P7	弁護士会・録音偽造相手にされず・P12 裁判に条件付けるもダメ(念書文)	
P16・17	図面付き現場・・・証拠	
P20	口頭弁論 P24 弁論に当って (弁論時のチェック事項)・・・(無視)	
P31・33	口頭弁論再開口頭要請 (書記官・裁官へ 2 回問合せ・・・ダメ) 31・32・33	求・正規裁判
P35	地裁所長宛 (本人訴訟者の扱い) ~P40	
P41	地裁委員会；委員・奥田隆文様	
P42	判決書	
P45	デキレース；裁長は資料すら読まない判決 (3つの疑問) 1・弟が転倒・・・？ (兄貴が転倒と記述したが・・・？) 裁長・答弁書だけ読み、訴状・図解証拠は読まない・・・？ 2・・・右腕に受傷した旨の説明 (がない) 診断書は、通常その状況説明まで書かない・・・(相談弁護士) 3・(禁止・・・被告住居内・・・で) 暴行・・・(した)・・・疑問・・・？ お墓へ行くところ「工事中で不可」よって・・・受・許可にて 先祖参りした・・・としたが、これは筋が通らないか・・・？ 4・趣旨に沿った判決ではない頓珍漢 しかも原告の要望は一切ダメ、裁判所の都合のみで結審 5・本人訴訟者は、カヤの外・・・弁護士と裁判所の都合のみで進行 裁判所ぐるみのバッシング・・・追い出しである	求・裁所覚醒

# 訴 状

平成 27 年 9 月 5 日 (9/15 日)

横浜地方裁判所 御中

原告 山村 三郎   
〒252-1125 綾瀬市吉岡東 1-14-35  
通信 s3yaeb@maple.ocn.ne.jp

被告 山村 金平  
〒256-0016 横浜市泉区和泉町 3,037  
通信

## 慰謝料請求事件

訴訟価額 金 900,000 円  
貼用印紙類 金 円

## 第 1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し 900,000 円及びこれに対する本状到達の日の翌日から支払い済みまで年 5 分の割合による金員を支払え
- 2 訴訟費用は被告の負担とする  
との判決並びに仮執行の宣言を求める

## 第 2 請求の原因 (訴状基幹)

### 1 当事者

原告は、亡父山村友吉の参男・被告は同次男である

### 2 請求の経緯 (添付 P12 ; 集めて) (行尾青字=証拠) (原告=弟・被告=兄と記す)

弟 ; 昭和 37 年鉄構所創業 (受断交宣告・邪併合裁判・捏造補正で 2 枚舌判決・後悪印象化) 昭和 45 年工場を高さ h = 12m に自社建設中隣家より建物低位化を希望、無理な事情を察知して騒音公害に切り替えられる、作業もおぼつかない中被告兄が、父の遺言に添ってと思える自払い工場移設を提示してきた。 (#5-7 半決 P5・他)

昭和 46・02・01 日移設計画報告等で訪問、提示する前に「俺はそんな約束してない」と手のひら返し且つ恒久化を策し一方的に「断交宣告」・・・ (#2 証文・5-7 半決 P20) 平成 6 年腹いせで相続登記抹消裁判・この資料で昭和 40 年弟の氏名・実印を無断使用=文書偽造して相続登記を完了していた、昭和 52 年不信に思い法律相談したところ「一切ダメ」とされたことから、止む無くあきらめていたことを控訴の和解で話したら、その証を問われた。ところが代理人からは、それへの対処指示が無かったことで要領を得ず「相続相談領収書」を提出しないまま・・・敗訴。 (#4-1 領収書)

問 1

問 3



問 4-2

この不条理な敗訴から平成 09 年街宣実行、街宣者がその実行前個人的思惑で兄家訪問、これで暴力処罰法（刑法 60・222）違反となり共々が受・実刑・・・（冤罪）(#6-6・2 署名) 平成 14 年、生家への先祖参りで蹴飛ばされ受傷、治療費（11,240 円）を請求したところ、実姉を通して支払うと約束、その金額については親父の遺言を加味したと思える、請求額は一任された・・・が現実には未収である。（#3-1 金額一任約束証）僅か 10,000 円余を簡裁に訴したら見返りに、嘘の言掛り「損害賠償」を受訴、ところが弁護士提案で地裁併合裁判とゆう複雑な裁判商いを仕掛けられる。

問 5

《横浜・平成 14 年（ワ）3758 号傷害・3790 号損害賠償事件 裁判長；西村則夫》（併合原告）損害請求は、全くの逆事情での言掛り、ところが、怒鳴り込み・脅し等々の陳述が採用され敗訴、結果は 2 つの予想だも無い「大きな負い目」を背負わされる。

問 6

1・裁判の本命は後ヅサリできなかつた工場移設時の資金回収にあった、それが、全くの虚偽事項に誘導されて敗訴・以後この虚偽が「正」に固定烙印される。親父の遺言を工場公害とゆうふって沸いた弟の窮状を支援し、弟に恩を売る算段であったのが、義姉の大反対で約束反故・迷路をさ迷わされる（#5-2・妻証言）

問 7

1 審は両者の知る銀行支店長の証文で兄の裁判原因＝絶縁原因の嘘が暴かれたものの、裁判技術に長けた弁護士作文に嘯ウツガ かれ慰謝料を認定されて敗訴。  
2・嘘事項の敗訴が不服で控訴・その判決は、原因を捏造（補正）書添えられる。即ち、裁判原因＝兄弟仲違い・・・弟は工場移設約束反故から受・断交宣告と主張、兄は、弟に機械購入代金をタカラレ断ったら弟が絶縁した、腹いせで怒鳴り込み等粗野な言動で家族中が恐怖、これの慰謝料請求 500 万円・→50 万円認定・・・方や、高裁（補正）判決；**弟が鋼材購入金をタカリ断られて絶縁状態**・・・とした（ちなみに、工場での鋼材使用は、下請けであるから親会社支給であり**一切購入しない**）

問 8-3

捏造書添

（また、双方の裁判資料にも鋼材の字句は一切ない・・・高裁の捏造（補正）書添え判決）

この高裁判決が恒久化、1 審結果から・即起した「移設明示裁判」は法廷で金額まで提示された口頭勝訴が、判決書は 2 枚舌判決で敗訴（平 16・移転裁判）

問 9

以降の裁判は全て敗訴、証拠皆無の兄側は弁護士陳述作文だけで勝訴する不条理この不条理を裁判所に申出たり・真つ当な事情を伝達しても逆に響きヒシクを買い地裁各関係部署からは、結果として悪印象で受け止められ負にしわ寄せられる。平成 22 年勝訴続きの邪事項を固定化すべく「面談禁止」裁判を受訴・・・偶々々々口頭弁論と口頭尋問で本命の仲違い＝裁判原因だけは正規に復帰した。

《平成 22 年（ワ）2228 号面談禁止裁判 裁判長；石原寿記》・・・ところが悪印象はこれだけでは払拭されず、後遺症とも云える逆疎外事情に固定される。

問 10

問 11-4

この面禁裁判は、弁護士 12 名連名で **17 年面会時の録音を改竄偽造**して提出『紛い物通告』も認められず証拠採用、尋問での崖っ淵応対も弁護士職が蘇えらせた。**23 年口頭弁論での発言＝核心尋問は一切発声不可、裁判長から口封じされて結審、25 年；**弁護士会館での面会室借用に係る「借用申請書」（仮名）提示申し入れもま

さかの却下される事態、公正な裁判は全く行われていない。 (平 25・却下書)

◀ 平成 23 年 (ワ) 2866 号金額一任支払金の残額請求 裁判長 ; 秋吉仁美他 2 名 ▶

◀ 藤沢簡裁・平成 25 年 (ハ) 84 号 損害賠償 裁判長 ; 直井和夫 ▶

**無証拠の邪誘導訴訟文** (虚偽訴状で敗訴→悪印象・高裁捏造判決・2枚舌判決が裁判拘束)

法治国家その日本国のその裁判は、初期裁判が尊重され、後続裁判は真実真つ当性の伝達は容易ではない不利。まして本人訴訟では・・・ (2505 読売)

裁判所は、他から干渉の無い独立とされ「良心」にのみ拘束されるとしていても、現場は職域と資格環境に組み込まれ本人訴訟は難儀を強いられる (裁判講演会=)

成程上記「工場移転明示裁判」のように法廷で勝訴宣告して、判決文仕上げ時には高裁の捏造(補正)書添え文の到着で敗訴判決に豹変させた、本人訴訟側の正当な事実を遭えて「負」に仕切り直しての邪な「**2枚舌判決**」である。

問 12-5

◀ 平成 15 年 (ワ) 3727 号 工場移転明示裁判 裁判長 ; 松田清 ▶

裁判官がその時々の上は、次第によっては責任が無いとのこと「50万弟にやればこの裁判は終る」は、現実には用をなさなかった・・・裁判の意図は不詳にしても「話し合うか・・・!」との問い掛けはその時点で好感していた・・・(平 16 移設裁判)

面談禁止裁判で「工場移設約束の存在」が再度認められ関連請求をすれば、身内 3 人が署名し遺言相続を絡めた「#3-1・金額一任支払約束証」が信用できないと裁判せずに蹴飛ばされて棄却、担当書記官による口頭弁論の説明とは真逆、十分な教示と打合の元での口頭弁論本番は、**裁判官からの口封じの通達**・・・**二言目には用意周到な国営暴漢屋一味に引き吊り出される暴力結審**、これは裁判ではない・・・裁判の誠は国民には、全く理解できない (平 23 金額一任の残額請求裁判)

問 13-6

担当書記官はこの事態を「訴訟指揮」とし、裁判調書も中身が異なることで書直し乃至真つ当な書き込みを要求し再発行を求めても・・・拒否、気に入らなければ何処にでもうったえろとの開き直り・・・ (民訴 160-2) (平 23 年弁論調書)

この悪印象を払拭すべく簡裁での関連訴訟は、弁論欠席で裁判にならず、その上弁護士会での面会録音時の「室借用申請書」(仮名)提示を法廷で相談の上申請しても**1ヶ月後却下**、**真つ当な訴訟指揮には巡らされない** (平 25 年 (ハ) 84 号通知書)

再度の「工場移設資金回収請求」では、資料に 2 回目を銘記・補正しても、**既判力とし弁論途中で投げ出され**、解らなかつたんだから仕様が無い(須永書官)・・・と、不条理な胸を張られ・・・しかも今以って判決書無し・・・うやむやに結末・

◀平成 25 年第 4,928 号 工場建設費決済請求事件 裁長 ; 内田貴文 書官 ; 須永里子▶

**裁判所が捏造して(補正)判決**、これを**正規に戻さず既判力**とは筋が通らない、正規の訴訟指揮を憲法の「良心」に添った真つ当な判断を求めた、ダメなら過去の「違反行為の責任処理」をしてください、「・・・それは受け止めておく」・・・と

問 14-7

《平成 26 年 (ワ) 2194 号 虚偽とその波及損への賠償請求 裁判長；倉地康弘》  
虚偽とその罰則を訴しても堂々巡りの挙句に既判力・・・との判断、素人目には裁判官の「独立した良心」に添った事情には映らない。

この間には、「録音の改竄偽造の懲戒」申請、これの決定的証拠とも云える弁護士会館の「室借用申請書」の用紙を下見して、その書面提出を求めても

当該資料が存在しているのに上記のような回答をしたのであれば、不当な回答になるが、当該資料が存在しているとは認めるに足る証拠はないので、上記回答は不当とはいえない。 【手にとって見ている・確実に存在】

と、身内のことであるから、建前上の「社会正義の使命」は効果しない。  
弁護士・裁判官も同じ穴の貉・・・と傍聴弁護士から聞いたことはあったもののこの 12 人の雁首揃えた録音の偽造とゆう、重大事情は葬り去られようとしている。  
訴訟指揮は、弟へは正を負に換えて指揮っても、正であっても「正」に指揮らない、弁護士会までも弟の『真正』は仕切らない、邪・不正を温存させて指揮った。

問 15

問 16

### 第 3 本命の傷害事実と請求 (重複傷害事件)

兄にその非情さと邪な勢いを付けさせた裁判、当「傷害事件」はそんな中に起きた。  
平成 22 年「**録音の改竄偽造した CD**」が大きく邪に関わり**面談禁止判決**、先祖参りもままならない、そんな中墓が工事中につき許可を得て生家に先祖参りその帰り際、挨拶を兼ねてひと言喋ればしつこく罵ノッられ、「帰るとゆってるのに・・・」との嫁の制止も利かず怒突かれ中廊下から 7~800m/m 前後の段差の上がり段でも突かれ、宙返るその後からも追い打たれ勢いが突っ走り・自ら転倒、起き上がるや否やその腹いせを弟に振向け、**後ろから玄関固定戸に激突させた。**(平 26 被害報告)  
それでも弟の立場故逃げ帰るように外に出たら、鉄製の土落としを後から投げつけ腰を直撃した。腕ばかりでなく腰も痛撃されたものの診断医は、以前別に診断したことがあるのでそれを書き込むとかえって不信を招くので書かないとされ、診断書にはそれを書いてない、年のせいもあってか今でも完治してない。  
また一方の腕の方は、ぶら下り等の極度に力むとき軽いケイレン状態を時々経験させられる、**これ等に鑑みて、90 万円の慰謝料を取り合えず請求**した次第である。

平成 14 年同列の傷害行為、今回で傷害届けは 2 度目、兄訴状の弟からの怒鳴り込み等の嘘とは裏腹に、訪問現場は弟が悪たれ突かれ 110 番で追い出される事実、前の蹴飛ばされた傷害治療費、たった 11,240 円は、相続・遺言を絡めて金額を一任しておきながら払わない。実姉を通して払うとの事情・平成 17・07・19 日には、1 億じゃ高いような口っ振り、遺言等々を勘案すれば自ずと拾億単位で算定しても不自然ではないが、裁判料が高額で工面できない、とりあえず 90 万円を請求し、裁判判断末魔・・・その道筋の判断を求める次第である。(平 26 被害報告) (#3-1 金額一任払)

問 17

追加とその理由

12/9日

既定裁判の余りにもデタラメさに気持ちが治まらず本旨の「関連傷害事情」を蔑にした状況から、過去の事情を説明して改めての報告・訴状に追加いたします。

訴状；追加文

平成 14 年同列の傷害行為、今回で傷害届けは 2 度目 (#3-1 金額一任支払約束証)

この一連の兄弟争いの大きなキッカケでもあることを弁えながら判断下されたい。

街宣からブタ箱に押し込まれて後保釈・・・真直ぐに生家に先祖参りそのときは、なぜか震えながらお参りを許可したことから後日にも先祖参りを重ねてきたそれが、平成 14・03・21 日の彼岸には、

「テメーなんか用ねー、帰ーれ・・・」(ケーれってな暴言と共に)

いつものぞんざいな口上でアオラレその付け足しに本文 P6・③の通り蹴飛ばされたのである。

以後訪問現場は、弟が怒鳴るとか押掛ける何ぞは全くのデタラメ、訪問現場は常に悪たれつかれ 110 番で警察から理由を聞かれるでは無しに、単に追出される。

たまに聞くこともある様ではあるものの弟を遠く離して置いて内輪でのヒソヒソ話、ある時その聞き込み声を聞いて居たら警察が新規赴任者らしく

「金平さんは民生委員なんですか・・・だったら何とか話し合いは出来ないんですか」

{そうですよ・・・}

後は余り聞き取れず出はあったものの民生委員の誇らしげな声だけが聞こえた。

この怒鳴り散らす暴言・暴行は珍しいことではない、弟が自粛して大げさにしなかっただけである。但し、平成 17・07・08 日以降の「バカ野郎呼ばわり」は異常であったことから、売られ言葉に買い言葉ってことにはなっている。 (#5-5・CDR 電話録音)

この証拠は、電話録音 CD の # 2 で大方想像下されたい、万事これ以上の調子である。

さて、上記の如く暴言暴行は日常茶飯事・こんな中に明るみに出した 2 回目の傷害事件・・・これに見合った相応しい判決が当然と思える、過去のデタラメと共に総括して公正な判断処置を乞う次第である。

公開状追加

兄貴の短期は極若い頃から徹底していた、年寄りの親父を突いたり・飯の独立膳をひっくり返すのは損滑津らしくはなかった。昔はそんな社会風潮はなかったが我が家では、度々目にした。

決定的紛争の解決 (それは話し合うしかない)

既述で実情は理解願えたと思いますが、決着は決して難しいことではない



平成 16 年に松田裁判長が 2 枚舌判決前に法廷で口上した

「100-50=50 万円を弟にやればこの裁判は終る・・話し合いますか・・！」  
 っとの騙し口上は取っ払って、単純にテーブル等を囲んで兄貴と直接話し合いをさせてください。兄貴は具体的証拠もなく単なる弁護士職の作文術で裁判所を靡かせただけで連続勝訴ゆえ対話は反対、それをあえて訴訟指揮願うだけである。そして公平公正な良心に基ずく判断がされれば、結果は造作なく出るはずです。

問 18

さて、結論を先行させましたが、兄貴は、弟の兄弟意識の善意的高揚と個々の刑事法的処置が業界への不整合とも相まって犯罪事件扱いにされていない、即ち

① 相続に係る私文書偽造 (平 6 相続抹消判決書 P 7 ~ 8)

これは「相続登記抹消裁判」で昭和 52 年弁護士への法律相談で「一切ダメ」とゆわれてなく・且つ弟の印と氏名の無断使用が判明していたなら弟は、その時点で相応な処置をしていた。結果は兄の「文書偽造」で明確に提示されるべきこと、登記抹消控訴の和解で 52 年の相談の証を求められたが、代理人からその旨の対応指示がなかったことで止む無く 2 審でも時効を選択した (#4-1 相談領収書)

相続

某大学教授の講演会・・相続権の時効はないとの明確条文はないが、複数の法律を組み合わせると相続権は根底的には時効がない・・と、故に時機を見て請求する  
 また、本命相続とは別途の「親父拾万・兄貴貳拾万計 30 万円+金利」はいつ処理するのかこの際明確な返答を求める。 (#5-2・本人調書 P11)

問 19

② 街宣の事前予告を脅し?にこじつけ (#6-1 検察; 兄供述調書) (刑法 172)

1) 街宣者は依頼者 (弟) に無断で兄へ予告に行ったことである (#6-6・だ号日誌)

兄自宅を案内したとき、罰を認識したのではなく無碍に行くことは禁じていた

2) 他方、訪問後の報告では兄は、「考えて置く」とのことであった、実行依頼者 (#6-1・調書)

には兄貴はいつもそうであり・あてにならないとは説明したものの

「否・・我々の様な者でも第三者が話せば違いますよ

そんな様子でしたよ・・考えて置くってことですから返事を待ちましょう」

それが次の日には警察に相談していた、様子見は逆・・兄・警察・弁護士だった。

問 20

3) 警察にとって本音は「手頃な仕事が舞い込んだ」ってことである (癒着)

警察に相談としているが、事実は被害届である、結果的には名刺まで置いてきた実行者がワカツだったと云えるかも知れない・・が、当人にしてみれば

「何ぼなんでも兄弟だからいけなりはできない、(話して解れば結構である) 先ず話し合ってみましょう・・よ」

「兄さんも考えて置くってゆってましたから・・」 (#6-3 供述調書・P10・14・17 他)

との訪問報告を受け、弟として半信半疑の話ではあっても、まさか被害届けたとは想像だもなかった。(届けたら警察から何某かの通信がある) 普通警察は予防

鎮圧の意味合いからもその手続はする、現に新聞で花屋開店にちなんでヤクザからミカド料の請求があって厚木警察が、警告か注告かを出した新聞記事を見ている。確か指定暴力団ではなかったと記憶している

しかも形だけとは云え兄弟ってことば警察処理も違うはずと考えていたところが、地元警察とは癒着状況だったことが周囲の住民から告げられた

「さぶさんよ、金平さんに警察が絡んだら・・・どうにもならねーよ」  
街宣は、裁判所への“心象”は最悪、それを警察は承知で許可、被害届の当日には「メモ・録音等々」早々と証拠固めの準備をさせていた・・・不公平なり  
地元住民のゆう通り警察は「その見返りを期待しているから・・・」・・・とそれだけではない、兄はその街宣を止めさすべく警察にナキを入れている。

《・・・もう三郎に土地をやってもいい・・・》 「ギガアップ」(#6-3 供述調書 P27)  
傍らの警察は

問 21-9

<頑張りなさいきっと道は開けるから・・・>・・・と止める方策はとらない。

地域住民は、弟に種々対応を野次馬的ではあっても、対応事情を告げてきた。しかし、法律だか司法かは、負をこじつけて兄貴の味方である、何人かの弁護士はこれは幾らなんでも、「警察が話す言葉ではない」と言ったが、いざとなると尻込みして何せ裁判では、裁判官は神様ですから・・・と逃げている。

③ 支払約束金はそっち退け・・・(窃盗罪?と指定・優先処理) (#3-1 金額一任支払約束証)

平成 14・03・21 日彼岸の先祖参・拒否の上足で蹴飛ばされた、これにより受傷  
同月 28 日支払い請求承知しての集金訪問・⇒スッポカサレテ無駄に終る

但し、実姉通してとの支払約束、金額は治療費額でなく「一任」した  
同 5/21 日催促集金・・・「テーマなんか絶対払わねー」と、蹴散らされる  
『なら、玄関戸でも預かっとか・・・!』

「お・・・、持ってくんなら・・・持ってけ・持ってけ・・・!」

預かり持ってきたら・・・窃盗罪、豚箱送りされても治療費の支払はそっち退け  
この証文に基く 11,240 円+金利+一任額(=∞)の早期処理を求める。

この∞額は親父の遺言に絡むものであり、工場移設費 16,000 万円と直結するものであり「遺言書」提示とともに早期出資支払いを求める。

④ 弁護士主導弁護士会館での面会録音を改竄偽造して証拠提出

1)平成 22・12・20 日面談禁止裁判；面会で自宅に来るなどとしても来ているとの嘘をテープ式録音機で録音したとし、CD 化し証拠提出、実時間 30 秒→35 分に偽造(証拠) 1)訴状に「昭和 43 年から 47 年・・・事実経過・・・些細な認識の違い・・・」との訴文 43 年に断絶としているのに 47 年・・・は何事か?、些細な違いも一切無い・訪問現場も・訴文も事実は全くの逆・・・全くの虚偽文である。

問 24

問 1

これ等「嘘・偽造」追求に原告弁護士にして応答でき無かった。(22616 弁論調書)

- 2) 裁判長に準備書面返答を指示され・・・その中身は年数計算を間違えた・・・と  
 弁護士にして間違いは良くあるとし数年前の「面禁申出書」も同文なり(申出書)  
 肝心な年数の計算違いを度々している・・・と、弁護士には有るまじき返答・・・
- 3) CDRプロバティも特異な状態で IC 専門家でも通常操作が出来ない疑義 CD・・・
- 4) 録音テープから CD 化したその原本と諸機械装置機器・操作人・・・を質しても返  
 答なし当裁判で改めて問質すので返答を求める
- 5) 弁護士会での面会室借用に鑑みその「借用申込書」があるその提示を求めた  
 裁判所；藤沢・平成 25 年 (ハ) 84 号損害賠償 裁判長；直井和夫  
 法廷で動かぬ証拠として相談・これの提示を求めたら約 1 ヶ月後に却下  
 弁護士会 (懲戒) 一当訴状 P4 の通り他人事のように隠蔽提示なし (却下書)  
 ここでも提示を求めますので今回も手続方依頼いたします
- 6) 本人は存在しないとしている、弟は、その正式書面を手にとって見ている  
 弁護士会は P4 のように懲戒で返答してきた (ここでも嘘の言い逃れ)  
 「・・・存在しているのに (無い) としたのであれば・・・不当」  
 としている。事実私弟は手にとって見ている・・・正に不当である  
 正式な返答を求める

問 25

問 26

⑤ 核心事項の嘘 (この嘘によって全裁判敗訴) = 訴訟詐欺

問 27-11 民ソ 209・230

民事法では、嘘は処罰されないそうである、しかし、平成 15・07・11 日の本人  
 調書では宣誓しての本人調書 P3 等々の「怒鳴り捲ってる声・・・」「押掛けてくる」  
 「嫁が震えて泣くに泣けない」等々弟の粗野な言動の嘘 (#5-2・15 年・本人調書 P3～)

(#5-8 電話録音)

工場移設提示約束をいざとなったら義姉の反対に押し切られ夫婦喧嘩してまで  
 事実をひっくり返して、「俺はそんなこと知らない」とあっさりスッポカシ、後  
 に引き摺らないよう「断交宣告」までして約束反故、これと相まって遺言処理を  
 惜しんで嘯いた、明らかに民訴法 209 条に違反する。( #5-7 判決 P20)(妻の証言) (P5 品供述書)

問 28-12

邪功成って 50・80 万円の各支払判決となり、弟が本命とする工場移設費 16,000  
 万円の回収はそっぽにそらされ拾数年を経過した今でも正常な裁判審議に入れ  
 ない。しかも嘘の邪な敗訴はそれのみならず、裁判所から如何様にもならない「な  
 らず者」扱いされ、この払拭は未だ取っ払われないで邪に生き続けている。

トンチンカンな方向への誘導責任・裁判所を手玉にとって嘘のごまかし・人間とし  
 ての筋道からもその処理を求める状況にある。裁判所が、憲法の良心に添って応分  
 に訴訟指揮られることを求める次第である。(面談禁止実行=訴訟詐欺(事件))

問 29-13

⑥ 人道的反省 (約束反故・捏造補正・録音の偽造)

1) 昭和 46 年以前は、弟への相続分配を相応に気遣っていた、特に親父の遺言に  
 ついては家族の中で先行意識していた、そこへ義姉の猛反対でそれに押し切れ  
 便乗した。工場移設約束反故、これの延長「断交宣告」、これによって移設  
 催促の恒久的遮断を策したのである。(平 6 年準備書 P2) (#5-2 妻の証言)

問 30

問 31

問 32

- ◎ 以降、訪問の度毎に怒鳴り散らされ、トドの詰まり 110 番での追出しである。
- 2)平成 16 年の損害賠償控訴の捏造（補正）は最悪の災いとなった、兄貴にとっては決定的に幸いしたことになる。勿論、このトンチンカンな（補正）は尋常な事で書き添えたのではない、明らかな「裏側の不正」が見据えられる。不正事態は、明るみに出てないにしてもその中身は、平成 22 年面禁裁判で補正事項がひっくり返った、**裁判所の違反行為**である。この違反不正をするには見返りが無ければしない、多くがするであろう人間社会の裏行為である。他方、弁護士主導の弁護士会館での面会が全くの無駄に終わった、これを面禁裁判で有効化ならしめるため弁護士法を踏みにじてまでデタラメの訴状文に仕上げた（面談禁止申出書・にも同文を記述）。それが、口頭弁論初っ端で応答不能との事態、これを遮二無二挽回すべく弁護士会館での「**面会録音を偽造**」して見繕った。これを司直が結束して庇い・見繕った（面禁訴状・#5-9 弁論調書）この見繕いは、通常の改竄偽造とは大きく異なるものである。

問 33

問 34

即ち、この面会は、

『・・・自分から付き合わないと言い出して置いて、どうゆう事・・・』

「そんなことはとっくに判決されている・・・」

『そんならわざわざ呼び出された甲斐はない・・・帰る・・・！』（210110 確認訴状）

たったこれだけの会話でしかない、時間にすれば **30 秒、それが約 35 分との途轍もない偽造**、弁護士職の本人訴訟者への付け上がりである、しかも司直は無関心を装いもみ消す算段、弟側証拠は、何回も羅列してきたが返答はない

- 1) 訴状 P11 の「43 年から 47 年・事実経過・些細の違い」一の求詳細説明
- 2) 弁護士会館「室借用申請書」提出を求める
- 3) 録音テープ原本の提出と誰がいつ何処で如何様な装置で CD に取り込んだか  
これ等への返答、さもなくば偽造を白状するのが人の道・・・掟の由

問 35

### 裁判所への要望

当「**傷害慰謝料請求**」に当り、一連紛争の完全決着の礎ともしたい、ために過去の同列事件の羅列・紛争経緯を記述し且つ、法廷で話すことを幾重にも求めてきました。裁判所が、過去の不条理に配慮し弟主張を全面認定して判決に盛られるのであれば、付け足し無く・不服なく裁判所の指揮に従いますが、そうでないなら法廷で兄貴と話すことだけはさせてください。これが、和解とゆうのか・話し合いとゆうのかは詳らかではないにしても、これ等趣旨に納得のゆく処置を乞う次第です、また、これに付随する大まかな日程・工程事情の通知は必ずや求めて置きます。（長官の「心得」）

勿論、主旨に添う必要な書類手続は、その指示を仰ぎながら対応して参ります。

若し、この主旨に添えないのであれば、当訴状は一旦取下げ次機を検討し機が熟した状況で再度出し直します。

この状況下、裁判所の渾身からの検証が賜れますこと祈念いたします



## 集 め (紛争の要) P1

平成 27・08・27 日 山村

断交宣告 昭和 45・05・01 日・弟；新工場棟上・建物高さ低位化・隣家より受・希望  
1 週間後位に建設地での野天作業を産業公害問題として関連官庁へ通報・問題化  
兄；同年秋・自払いで工場移設提言受ける、翌日妻お礼に訪問 → 兄夫婦大喧嘩  
昭和 46・02・01 日工場移設建設反故、恒久的請求不可の策略、一方的に断交宣告  
(#02・支店長証文・#5-3・15 年判決書 P5・#5-4 高裁捏造判決逆事情 P5・#5-7・22 年面禁判決書 P20)  
平成 05・01・07 日 (娘の嫁入りに約 2 億円出資、なら求・移設費 16,000 万円出資)  
(110 番) 「弟が来て暴れてる…」 ・ ・ 警察車 2 台・7 人位が急行してくる  
『・ ・ 兄弟なのに何故・ ・ 』  
「我々は兄弟関係ない、家主が出て行けとゆってる、直ぐ出て行ってください」  
平成 6-8 年一方的断交の腹いせ「相続抹消裁判」、昭和 40 年相続移転登記完了・ ・ 時効  
昭和 52 年法律相談相続権者全員の押印で登記した故請求不可・ ・ 故放置していた  
ならば相談証を求・提示・有料相談ゆえ領収証あったが、気付かず不提出 (高裁)  
兄；相続移転登記手続き書面への押印・署名が弟不知・ ・ 有印私文書偽造(判決書 P7)  
平成 9 年 怒りのやり場ナシで知人に街宣依頼、  
知人無断兄家訪問「兄弟故いけなりは出来ない」・警察は受・脅迫・刑法 60・222  
受・傷害事件 平成 14・03・21 日兄家玄関先で蹴飛ばされて受傷・ ・ 治療費 11,240 円  
28 日夜電話請求・支払承知→不払い→警察仲介→金額一任姉介し支払う約束 (#2 証文)  
偽・窃盗事件 上記件 5/21 日未受故再度集金→絶対払わない→許可得て玄関戸預かる  
警察・裁判所・ ・ 11,240 円の支払約束そっちのけで窃盗罪 (#2 証文・金額一任支払約束証)  
(金額一任は、相続分割未受の上親父の遺言も未受故絡めて金額を一任した)

簡裁・原告弟；平成 14・07・09 日 傷害治療費請求 (計 488,240 円) (不利に併合原告とされる)  
地裁・併合原告；平成 14・10・09 日(虚偽)損害賠償・訴状 5,000,000 円→敗訴 500,000 円  
1・不仲原因；兄一機械代金 2,400 万円を執拗にタカラレ断ったら弟が不満で断絶  
弟一工場移設約束反故、永久催促させない事を策し受・断交宣告 (#2 証文)  
但し、1 審は弟への兄・自払工場移設約束存在と兄からの断交宣告認定  
(2・工場移設明示裁判 平成 15・09・01 日 前 1 審で兄の工場移設提示認定されたので即・訴訟)  
3・高裁・(補足)判決一弟が鋼材購入代金をタカリ断られた不満で断絶状態 (捏造書添え)  
4・1・2 審共・怒鳴り込み等々の粗野な言動、虚偽であるのに慰謝料支払判決

工場移設明示裁判 (約束金支払請求事件) 弁論最終日平成 16・03・11 日の法廷事情  
松田清裁判長「裁判はこれで終わります、今回原告請求は 100 万・前回未払いが 50 万  
100-50 で 50 万原告にやれば終わりますが・ ・ 話し合いますか・ ・ ?」  
原告弟 『 ・ ・ 一応、判決お願いできますかー・ ・ 』 ・ ・ 棄却 (2 枚舌判決)

争い本命「移設資金回収」；捏造(補足)書添え判決に続く「2 枚舌判決」で以後負に固定される

集め (以降の邪事情) P2

平成 27・08・27 日 山村

裁判がよきに付け悪しきに付け全てつながっていること・・・兄の訴状で核心部分は全て虚偽の故・・・具体的証拠がない、証拠としているのは過去の裁判の邪勝訴の判決書だけ・・・とは云っても外見上は敗訴であることから弟の印象は、最悪化させている・・・関係者が承知である。この状況下

平成 22・04・27 日受・面談禁止訴状 暴言動に平穩生活が脅かされる主旨で面談禁止判決

1・平成 22・12・20 日 判決は面談禁止と慰謝料 80 万円弟へ支払い判決

現実にはこの訴訟趣旨は嘘故 80 万円も回収はない、受取ったら訴訟詐欺故なり

2・平成 17 年弁護士会館での弁護士主導面会、その録音テープ 30 秒が CD へ移動したら 35 分に改竄偽造し証拠提出、これが証拠採用される大問題も発生している。

3・判決時その法廷を摘み出され、裁判所庭で自車に向う瞬間身体を押えられ国営暴漢屋に「ぶん殴られる」口が切れ出血、裁判の裏で如何な操作があるのか検察に背景調査を申し出たが、断られて裏事情は不明、ところが不思議にも

①警察が既に来ていて殴った国営暴漢屋と殴った理由等をやり取りしていると「暴れるからだよ」と口挟まれた・・・何故か裁判所は用意周到に警察配備もしていた

②その前；判決法廷には 7 人の国営暴漢屋が眼を光らせ、法廷前には拾数名がいた

③この異常事態を総務課落合・須永(女)は、質問へ答えない「答えないのが答」・・・と

4・平成 16 年兄の工場移設約束否認が「移設約束存在」と再度認定 (#5-7・判決 P20 )

平成 23 年；治療費金額一任額 =  $\infty - 11,240 \div \infty$  (残額) 請求 一任金支払証が不信・・・棄却

平成 25 年；簡裁・録音の改竄偽造の波及損請求 口頭弁論せず・・・棄却 (兄側全日程欠席)

弁護士会館「室借用申込書」(仮名) 法廷で相談し「申出書」提出・・・1 ヶ月後却下

平成 26 年；工場移設約束の存在再認定 (面禁判決) による再度の請求・・・受・裁判放棄

平成 27 年；虚偽波及損害賠償請求；全裁判の核心部が虚偽・この因で敗訴・・・既判力・・・と

主張・・・

兄弟紛争解決の核は・・・工場移設約束に基づく移設費 16,000 万円の回収にある

#02・支店長・証文で平成 15 年損害賠償判決が約束存在を認定一 (移設明示で詐欺的口上)

捏造補足書添え(平 16 年)で移設裁判判決が 2 枚舌棄却一 (以後邪な否定判決の連続) 一平成 22 年面禁判決で再度「工場移設約束存在」が事実認定され書き添えられる。( #5-7・判決 P20 )

これは、最高裁長官の「裁判心得」からすれば「移設費支払判決」が成されるのが裁きの筋道、「嘘」を採用しつ放なしで、盲目的既判力では済まされない、憲法にも波及する。

当裁判は傷害慰謝料請求であるから判決趣旨ではないが、裁判本来のあり方は実相を理解「納得の解決」となっている、よって、書き添えられることが裁判の「正義の期待」と長官は指摘し且つ、工夫を凝らすことが求められている・・・としている。 (最高裁長官心得)

またこれからすれば、兄側の全ての嘘に民法 209 条の適用がされるか某かの刑事罰が書添えられるべきであり、これらを総括検証願ひ・・・改めて革新な結果を乞う次第である。

問 9

問 2-2

問 24

問 24・12



平成 25・09・26 日 9月彼岸月 先祖参り

(今の兄弟関係どうにか頼みます・・健勝を感謝)

泉署受付へ手渡し済・・一応報告します、お願いします・・と

### 帰路和泉へ先祖参り

門扉と玄関が、無施錠玄関入り上り段手前で「こんちわ」・・と2・3回、義姉が中廊下の北側障子開けて・・無愛想に「どちらさんですか・・？」

『彼岸月なんで線香揚げに来たよ・・！』

(兄貴と相談?)「お墓へ行ってくださいって・・！」(工事中でお参り不可)

『折角来たんだ、いいじゃねーかよ・・！』 「・・・」

「じゃ、どうぞ」

少し逆光で見えないのか?

じっと睨んでいたよう・・・

とことこ・・と上がって仏壇の前に行くも暗いにつき照明の紐引く・・つかない薄暗い中で何とか線香が立て掛けてあったので・・2本に俺のライターで火つける尚、この仏壇部屋に行く途中の2階階段より嫁が下りてきて廊下で立って監視?か、とゆうと「いや、そうじゃないです」といって食堂部屋に待機・見張る義姉は、仏壇部屋にも居らず、雲隠れ・・兄貴は、その南側部屋にいたお参り終わって、その前(南側)の食堂部屋障子越しに兄を覗き見ながら

『兄貴よ、話し合ってたのはできねーのか・・・えーよ、兄貴よう・兄貴よう・・』

「裁判ばっかりしてて・・出来る訳ねえだろう・・バカヤロー・・！」

『バカヤローなんかゆわれる筋合いねーよ』

「そうだろバカヤローだよ、バカヤロー」 (いすに座りながらまね・・大声)

「けーれ・・とととけーれ・・」

いつものようにすごい剣幕

止む無く帰宅姿勢(玄関へ向く)、奥傍らで嫁が見定めている・・

そして2・3歩も歩いた時、兄貴が後ろから3回位突き飛ばされる・・

「お父さん、もう・帰ろうとしてるのに・・！」 ・・と傍らでつぶやく

次ぎ、斜め後ろから腕をつかんで、段差玄関土間へ突き押し・・勢いでバランス崩し土間へそれを嫁が制止した・・時遅し、段差で腰をひねりギクツとする

玄関上り段でガクンと下に突き降ろされて、スリッパ突っ掛けてるところへ、

次の突き構えで押し掛かる状況、それを交わしたらその拍子で兄貴が横倒しとなる

起き上がる前に俺が玄関戸手前まで進んだ途端後ろから突かれて、半開きの玄

関戸(固定戸)に激突右腕を強打・こぶ状となり硬い皮膚層できる  $w=20$   $L=35m/m$  位

しこり?こぶ?

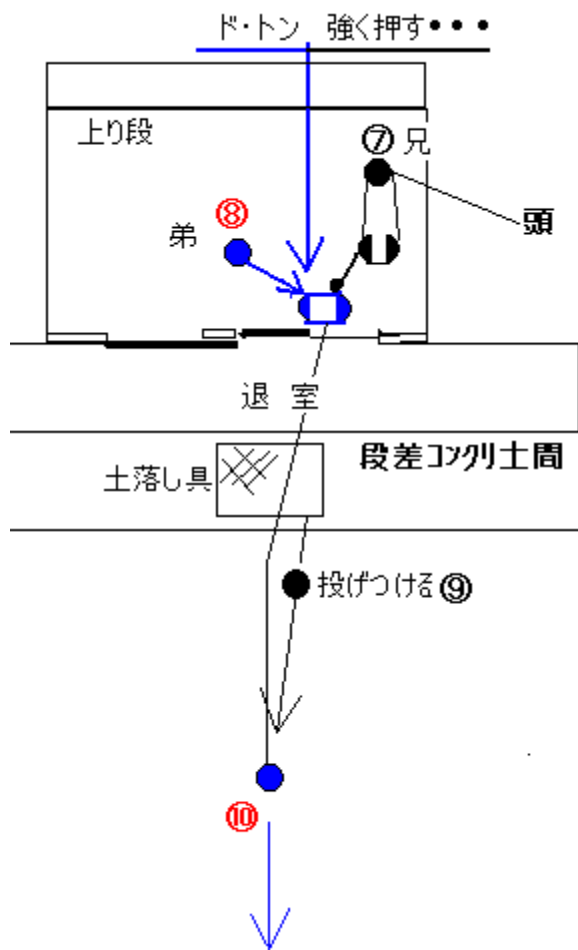
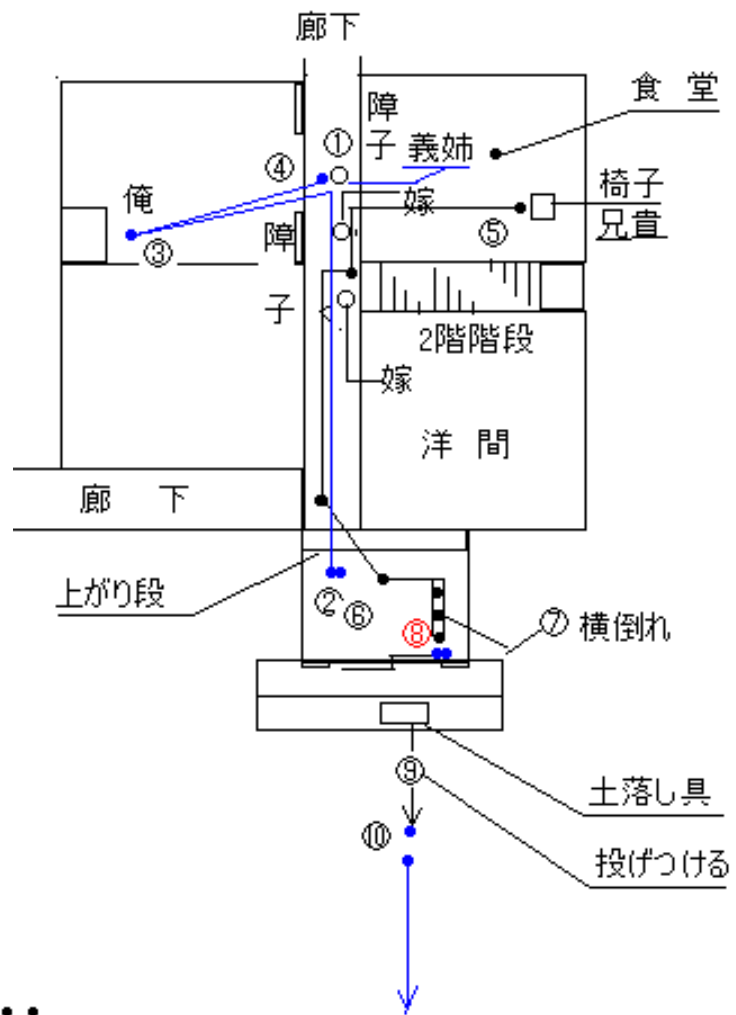
玄関出て兄から鉄製土落とし器?

25 x 400 x 600 位品背中腰に投げつけらる、振り向いたら玄関戸閉めて・・閉ざす

帰宅 14:15 頃



全体図



拡大図

# 診 断 書

ヤマムラ サプロウ

患者氏名 山村 三郎 殿

生年月日 昭和 11 年 11 月 20 日生

住 所 〒252-1125

神奈川県綾瀬市吉岡東 1-14-35

傷病名 右上腕挫傷

平成 25 年 9 月 26 日受傷、平成 25 年 9 月 27 日当院初診。

本日より約 2 週間の加療を要する。

上記と診断いたします。(以下余白)

平成 25 年 10 月 7 日

〒252-0100

神奈川県綾瀬市吉岡東 1-14-35

医療法人明阜会 整形外科 山本 三郎 先生

TEL 046-007-0000

FAX 046-007-0000

医 師





平成27年(ワ)第3791号慰謝料請求事件

原告 山村 三郎

被告 山村 金平

答 弁 書

平成27年12月4日

横浜地方裁判所第9民事部ろ係A 御中

(送達を受けるべき場所)

〒231-0023

横浜市中区山下町61番地1

横浜山下ビル3階

TEL 045(681)7357

FAX 045(681)7358

被告訴訟代理人弁護士 大久保



(主任) 同 田 場 眞 理 子



第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する
  - 2 訴訟費用は、原告の負担とする
- との判決を求める。

第2 「請求の原因(訴状基幹)」に対する答弁

「請求の原因(訴状基幹)」中、「1 当事者」は、認めるが、「2 請求の経緯」は否認ないし争う。



### 第3 「本命の傷害事実と請求」に対する答弁

否認ないし争う。

### 第4 被告の主張

#### 1 本件訴訟について

原告が「請求の原因（訴状基幹）」及び「主張するような事実は一切ない。原告は、証第1号証）、仮に原告が当時何らかの傷害を因は、被告とは関係ないものである。

#### 2 原告と被告との紛争の概要について

##### (1) 原告及び被告の父である訴外亡山村友吉

し、昭和40年2月15日、訴外亡山村友村友吉の遺産である不動産はいずれも被告が取得する旨の遺産分割協議が成立した。被告は、これに基づき、上記不動産について、所有権移転登記手続を経由した。

ところが、原告は、相続開始後30年近くの年月を経た平成6年5月26日、本件被告を被告として所有権移転登記抹消登記手続請求の訴訟を提起して来た（横浜地裁平成6年（ワ）第1737号事件）。同訴訟については、第一、第二審とも被告が勝訴し、同判決が確定した。

しかるに、その裁判結果を不満とする原告は、長年に亘って、被告及びその親族に対し、右翼団体構成員による街宣行為など数々のいやがらせ行為を執拗に行なって来、また、平成14年以降、別紙「山村三郎と山村金平等との間の民事裁判等経過」のとおり、被告に対して幾多の民事訴訟を濫訴的に提起して来ている。

そして、近時は、被告の長男である山村政彦をも被告に加えてきているのである。

これら原告の被告らに対する請求はことごとく、棄却ないし却下されてい

る。

(2) また、原告は、被告の代理人弁護士に対しても、別紙「山村三郎と山村金平等との間の民事裁判等経過」のとおり、度々民事訴訟を提起して来ているほか、横浜弁護士会に懲戒請求をしているが、いずれも民事訴訟は訴状却下ないし棄却され、また懲戒請求については対象弁護士らにつき懲戒委員会に事案の審査を求めないことを相当とする旨の議決がなされている。

2 上記のように、原告は、いやがらせ行為の一環として、濫訴というべき訴訟を多数提起し、被告ないし山村政彦は、原告の訴訟提起ないし控訴提起などの都度応訴の負担を強いられ、その負担は極めて甚大である。本件訴訟の提起も、それらいやがらせの一環にすぎないことはおよそ明らかである。

よって、被告としては、裁判所がかかる事情に配慮されたうえ、毅然とした対応をとられることを求める次第である。

## 附 属 書 類

1 訴訟委任状

1 通



平成 27 年 慰謝料請求事件

原告 山村 三郎

被告 山村 金平

平成 27・11・02 日

### 口頭弁論に当って

原告 山村 三郎

平成 26 年口頭弁論で倉地康弘裁判官から裁判の本筋を教示されました、それは

「裁判は最初の裁判からつながっていて断ち切れない」・・・こと (地裁倉地裁官)

しかも、その事象は正しくつなげられていなければならないってことである

少なくともこの 2 事項が満たされなければ、正常な進行はない。それは最高裁長官の「**事案の実相をよく理解し、幅広く納得が得られる解決**」につながるって事である。これが満たされれば自ずと「(裁判が) **時代にふさわしい、より身近・・・な存在**」と成り得る。(長官訓示)

この本筋からすると過去の我々の裁判は、電車で云えば脱線乃至支線が本線にすり替えられ、そこから本質的前進がない・争い本命の「工場移設費 16,000 万円回収」は、付随する嘘が暴かれても本命が具現されてない・・・邪事情は明白である。その上弟は、横浜地裁から“ならず者”扱いされ、今や裁判所組織の・・・眼の上のタンコブである。

これは、弟に基因しない・横浜地裁が踏襲に従い弁護士付側に加勢しその事実を直視してない、この事に自惚れて弁護士資格の我ままが便乗した所産である。(便乗者=飯島弁士)

これのあからさまの事実が、16 年の捏造書添え判決と通じたと思える 2 枚舌判決である。これは、素人の私がゆってるのではない、ある裁判相談での相談弁護士の宣告である。この弁護士は「本来的には国賠事情にある」と書面で回答を明記してきている。

同趣旨相談では関連機関等に気遣い明確な回答はめったにしない。(国賠相当者=鬼頭裁官) さて、

最高裁長官は、その心得で「裁判正義に添う方向」へ心がける・・・ともしている、また、倉地裁判官は、詳細は「弁護士に聞け・・・」と教示を受けた、ここでうってつけと思える被告弁護士に訴状の一言一句について口頭での弁論を求めたい。そこで主要事項は、訴状文に「問」を印シ下線をひきました、その事項の認否から応答を求めたい。

また、主旨を羅列整理した表を裁判所に提示して、書記官の整書をお願いいたします。

ところで・・・

今は面会が邪に禁じられ争い本命の「工場移設費 16,000 万円」支払義務が判決されても話し合いが出来ない、これの処理はいつかを諸事項に先行して口頭確認したい・・・如何・・・これは、平成 15 年地裁で「移設費自払い」約束が認定され即「移設明示裁判」を訴し、松田裁判長は法廷で勝訴を明言した、それが、捏造書添え判決を加味してか書面は棄却にひっくり返した。しかし 22 年には再度元に復帰し「移設費自払い約束の存在」が認定された、裁判相談では本人が認めればその時点で効力すると聞き及んでいる・この場合は、裁判所が認定済故その認否の問題は必要ではない、即処理するか・嘘の訴状による面談禁止を解除し且つ当訴状の傷害を反省し万端を話し合うかの何れかである・・・



訴状に 34 問の間設して、別提出回答チェック用紙とす

事項は省略しますが、過去には兄貴側に多くの書添えがあつて、その付足し事項・・“工場移設資金”が逸らされ当方に不利なことのみが書き添えられました。

これに鑑みて書き添えたところ・・文章表示工夫の不足からか、今回も蔑ろにされました。

このことから訴状に書いてあるもののその“主題・主旨”を羅列したのが訴状と一部重複するので中身は省略

問番	認否	事項・中身	(証拠等) (関連法規)
1 p1	◎ 決定		
2-1 集1・2 P1・集			
3 P1	◎ 決定		
4-2 p2			
5 p2			
6 P2			
7 P2	◎ 決定		
8-3 P2			
9 P2			
10 P2			
11-4 P2			
12-5 P3			
13-6 P3			
14-7 P3			
15 P4			
16-8 P4			

17 p4		
18 P5		
19 <del>÷</del> 1 P5		
20 P5		
21-9 P6		
22·22 p6		
23 P6		
24 P6		
25 P7		
26 P7		
27-11 P7		
28-12 P7		
29 P7		
30 P8		
31 P8	◎ 決定	
3233 P8		
34-13 34		

## 裁判所から1回の弁論もまともにせず締め出し

今、司法改革で問題になっているのは、日本の裁判は長過ぎる短縮せよである。他人の裁判を傍聴するときそれを感じなくもない場合に出っくわすことはあるが、殊更に長期化することに賛成するつもりは勿論ない、裁判は長期化させても生産性が全くなく国家社会に利益しない、個人的に利益することも一切無い。国家財政を浪費するだけである。

かと云って、裁判所が事の真相を弁明せず短縮することは、本末転倒でありあってはならない、当裁判の如く「本人訴訟対弁護士付き」裁判は、口頭弁論と名のつく行事を通常遮二無二1回で終結させるのが常、とりわけ今回は弁護士付き側が敗訴するからである。資本主義社会・金が社会の土台で成り立っている以上弁護士職に多少の代償を与えることも否定するつもりはない、しかし番度これでは改善や「自覚」は当然求められる。

このため今回は特段に訴状最後尾に

原告の直接対話を求め且つ、工程事項の通知の必須を求め

これがなければ裁判しないとし・直接対話が裁判条件であったのが・・・

相変わらず、裁判長は「判決できる状態」とだけしか言わない終結する理由説明がないわざわざ裁判条件も書いた、「書いたんだから尊重してください」とも話した。

飽くまで・・・「傷害の有無を判断するだけ・・・」であると繰り返し、「その判断できる状態」と言い張るだけで、当事者（原告）の言分は聞かないし状況説明も一切無い。

また、過去の裁判では「相手の嘘」がそのまま判決されている、同時に素人ゆえ真実が文章だけでは伝わり難い、それゆえ「口頭で説明させてください」ともした。

こんなときにも（前は担当してないから知らない）今回は、傷害の有無を判断するだけ・・・とまた、過去には趣旨でないことが相当量書き添えられていることに習い、今回門設しチェックしてくれませんか（当方への「嘘の負のみが書き添えられている」ので問設しチェックしてください）としても傷害有無の判断をするだけ・・・と

・・・『じゃー私はどうすればよいか・・・』

「それはあなたが考えること・・・」・・・と、当方の言分問い掛けには一切取り合わない途中では、訴訟指揮まで飛び出させ・・・飽くまで終ることの一点張りであった。

口頭弁論は、その名目上の事項を見繕うだけで中身にも、一切触れることなく終結、裁判の名を借りて、建前上形式的に裁判を見繕っただけで、実質的には何も無し・・・

ちなみに司法統計から地裁の弁論回数を見ると大方は3～5回が主流である

実際に熊谷浩明裁判長が担当する弁論を傍聴すると10分以上も原告の間に入り行事役をして、最終的には納得づくで丁寧に結果を出している・・・如何にも不条理である。

また、簡裁でも90万円等の少額の場合は、前記裁判長が行事役を務めて殆どが話し合いで納得づくで結審している、その他本人訴訟同士でも同様状況である。

横浜地裁の私への「裁判からの締め出しの範たる事実」がここでも現実化している。

送書面 #02

地裁第9民事（上原） 御中

原告 山村

平成27・12・16(水)日 第9民事：上原書記官へ弁論再開要請（確認書）

口頭弁論

- ①・法廷で双方が口頭で主張し合う 陳述とは、口頭で喋ること  
但し、口頭弁論では「陳述ですね」・・・略式で陳述したことになる・・・と？  
（主張－弁論云々以前の問題、訴状に双方向の話のやり取りが出来なければ裁判しない・・・としている。これ事項で判断せよ・・・回答せず）

弁論させない理由 1) 訴訟経済（時間短縮）

2) 訴訟指揮

○裁判官 ○証拠・反論が出て全部判った・・・心象

原告反論；これは裁判官の我がままだ、相手は傷害を全面否定している

これへの反論は山ほどある・・・それをさせない・間違いは明らか・・・

しかも判ったってのは、辻褄が合わない、その内容をゆうべきです

内輪話；1・裁官の立場を守る為再開の口実指示通りの書面は提出する

2・建前上チェックシートを見たとして「再開を決した」とする

3・訴状主張通りの判決等々が前向きに約束できれば・・・帰宅する

つまり書記官が裁判官に2回聞き質してもらったが・・・全てダメ

(但し、最後は、15日提示の資料を見て再開云々を連絡する・・・と、期限は年内)

(15日提示は、訴状に34問を設問しただけの事、これ程長時間掛かるはずないが警察共々返らせることが狙いだからずるずる時間だけ引き延ばしていた、ここでも当方の印象を故意に悪化させることを貴殿は仕組んだ)

- ②・訴状中身を主張し合う、これを今回は裁判長の特権で当事者の再三の意思を無視して裁判所の都合のみで指揮った・・・主に以上を話した

訟廷員・・・樋口管理官他男女10人位

加賀町署・・・警察・・・柴崎係長・鎌田他我体大きい奴3人

当方のお願い

あくまで私は、『双方向の話・反論防御を口頭ですること』素人の私は、作文要領が得られていないので正規の口頭弁論をお願いしています、これを良く吟味してください。そして穏便に処理願いたく重ねて上申いたします。

私は、再開への全ての手続は貴庁の指示書式に従い全身で行為します、

如何なる状況にも・・・再度・伏して裁判再開をお願い申し上げます。 山村

当然相違点は即指摘下さい、時間も無いことでありお願いいたします・・・12/17日 FX23時頃

警察に追出  
される寸前  
右の通りで  
あるのに・・・

横浜地裁第9民事部；上原 様

原告；山村

昨日 16 日の話のやり取り電話通信の通りです  
一字一句でも間違いがあれば、指摘下さい

尚、私が、一貫してゆってきているのは、『面談禁止状態であるので相手と会話が出来ない、このことからこの禁止事情が解かれることを先ず望んでいます。次に、この事項が適わないなら口頭弁論でやり取りしたい・・・させてくださいって事です』

あわせて、素人で作文が旨く伝わらないが為口頭でさせてください  
これ等については、会話のやり取りが出来なければ裁判の口頭弁論の意義がない、よって『必ずさせてください、でなければ裁判しません』

と明記している・・・これを裁判所は無視しないで下さい、16 日にもこれを強調しました。

ただ、裁判長の立場もあるであろう事から止む無く 15 日提出資料を視てからからとゆうことで 16 日は帰ったのです、それと会話中にも警察があなたの発言に追い打ち、とにかく追出すことだけに専念されたのです  
民事不介入としながら裁判所側職員の片棒担ぐとは、明らかに気に入りません・・・自粛下されたい

訂正  
寡占→下線印  
を・・・1字消去

しかし、この書類とて 2 ヶ月も前に送った訴状上に~~寡占~~下線印しただけのこと  
ですそれを~~寡~~表とを確認するだけです、そんなに時間はとらないはずです、極力短縮に協力下さい

平成 27・12・17 日 8:40 分

原告・山村

実時間 10 時頃 (FX 文コピー問合せで時間とられたことの由・・・)



平成 27 年 慰謝料請求事件

原告 山村 三郎

被告 山村 金平

横浜地方裁判所

第 9 民事部；当該裁判長 殿

平成 27・12・22 日

原告 山村 三郎

### 口頭弁論再開願い (3回目)

再三の再開願い未だに貴方より全く返答がありません

素人の私は、過去の経験から文章だけでは旨く伝わらない様なので文章だけではなく

「口頭で陳述させてください、(如何に簡単な事項でも) 若しこれが無ければ裁判は

しない、取り下げる。」

(訴状最終頁)

と訴状に明記しました。これは、裁判所には異なった解釈で受取られるのでしょうか、第 1 回の口頭弁論と称する事態にも法廷で充分説明しました。

ところが、担当書記官は、裁判長の

「陳述ですね」・・・これへ返事をする「口頭弁論したことになる」と聞きました。

ヒッカケです、我々素人は、そんな時忠実に返事をします。それが略式で訴状を読み上げたことになる・・・と、そして時間短縮で財源節約するとの説明を受けました。

私は、人並み以上に財源節約を心がけております、過去のデタラメ裁判こそ無ければ自分で仕事を開発してます、時には奉仕も心がけています。本来通常裁判の大部分は、裁判しなくて済むとも思っています。であることから話し合うこと・和解を推奨して来ましたが、今回もそれを強く望み造作なく円滑な判決を期待していました。

担当書記官の丁寧な計らいも受けました、このことから推測して、裁判傍聴時素人同士の裁判は、裁判長が原被告の行事役を担い 1 回で決着しています。それが何故弁護士が加わるとこの様に複雑になるのですか、お伺いします。

裁問 1

簡裁などは、私が傍聴した 10 件前後全てが 1 回で時間も相当短縮されていました、しかも、最高裁長官の「裁判心得」にのっとり「両者が納得しての決着」です。何故これがお願いできないのでしょうか、教示下さい。(最高裁長官；裁判心得)

裁問 2

私の知り合いの裁判官も上記のようにもっとも良策と自我自賛していました。

さて今回は「口頭での陳述をたつての願い」とし「それが無ければ訴状返却下さい出直します」としたにも拘らず。ゴロツキ警備屋か最後は警察まで導入時間と財源の浪費までして余計なエネルギー消費までしても尚且つ、再開の回答は得られておりません大きな財政負担は重んでも如何なる価値も創出しません、私もこれ以上待てません、私の過去の印象からも推察くだされ円滑な進行を祈念いたしますことから、事は簡略小さい決着が節約です、当 FX 到着し次第即刻の決断を伏してお願いいたします。

さて、

如何様にも納得いただけないのであれば、相応の説明回答方必ずやお願いいたします。  
 裁判所が考えている「本人訴訟」について教示下さい。

裁問 3

私は、ご承知の通り横浜地裁から追出し・狙い打ち対象者です、何故かを考えます。  
 平成 16 年兄貴からのデタラメ訴訟に 1 審はその裁判原因を私弟の主張が全面的に採用  
 されました、しかし、騒動屋との虚偽主張訴訟文が採用され 50 万円の支払判決が出ま  
 した、全くのデタラメが本人訴訟者に対し弁護士作文へ同情・報奨的勝訴をさせたと思  
 っています・それは何せ兄側は具体的証拠が一切無いからです・・

ところが、書記官は日本は 3 審制です控訴・上訴できますとお立てられ控訴したらとん  
 でもない結果です。高裁 16 民事鬼頭裁判長は民訴法に違反してまで捏造補正しまし  
 た。これを横浜地裁総務課岩崎係長に 2 度と無い様数回懇願しました。返事が全くな  
 いので終わり頃には、口調も変わって話すことになりました。これが怒鳴る・暴れる・  
 とんでもない奴・・と裁判所不始末を転嫁されてならず者扱いされています。

こんな柔な人間に地裁一丸となつての攻撃・追出しです。(平 16 損害賠償判決書 P5)  
 天下国家裁判所が自己の微温湯組織温存に集中する余り私への集中攻撃となってい  
 る、前裁判の秋吉仁美・直井和夫・内田貴文・倉地康弘・そして松田清裁判長である。  
 鬼頭が違反補正書添え判決して松田にバトンタッチし法廷勝訴を判決書で敗訴にひっ  
 くり返し、悪辣「2 枚舌判決」して裁判人生をぶった切って固定したのです。

(平成 16 年工場移設明示裁判判決 P3)

今回もこれに便乗・踏襲して弁護士側に同乗したのではないですか、  
 過去に 3 回直接本人尋問・陳述をしました、3 回とも好結果が出ています、後 1 回すれ  
 ば恐らくデタラメの全てが露呈できます。その中には飯島奈津子弁護士が先導し 12 名  
 が雁首揃えた、「弁士の録音の改竄偽造」の大事件も含まれます、それが為問設し書記  
 官にチェックをお願いしたのです、ところがこの状況では如何様にもなりません。  
 貴殿に若し「良心があり正義の一かけら」でもあれば口頭弁論の再開をお願いいたし  
 ます・・いや、良心でなくとも「普通の人間心」で結構です持ち合わせていたらその  
 隅にある「人間的慈悲」の一滴ヅクでも賜れることを切にお願いいたします。

裁問 4

(平成 22 年面談禁止申出・訴状 P20 他)

巷では、裁判所は多くの監視干渉が伴うとの噂を耳にします、人間社会そう単純では  
 ないようですが、私もこれ程の不条理で完結できません・・しかし、貴殿に人間的普  
 通の心も慈悲さえも無ければ、止むを得ません、当面諦めざるを得ませんが、これは  
 大前提の「憲法違反」に相当すると素人ながら思います、裁判官職は即刻辞退するの  
 が国家国民のためです。如何でしょう返答をお願いいたします。

裁問 5

撫しつけで無礼の節はこの年に免じてご容赦下さい、最後に重ねてその朗報をご期待  
 申し上げ円滑な進行を祈念いたして居ります。 15 時前 →17:30 分 追記

平成 27 年 慰謝料請求事件

原告 山村 三郎

被告 山村 金平

横浜地方裁判所

第 9 民事部；担当裁判長 殿

平成 27・12・28 日 33：30 分

原告 山村 三郎

### 口頭弁論再開申立書 (6 回目)

12/15 日口頭弁論と称し弁論は一切無く、判決通知のみを出向いて聞いたことになる

《訴状・答弁書が出て判決できる状況になった・・・判決日云々・・・》

如何様に判ったのかその確認・如何な認識かその中身の説明も一切なく終結宣告だけが伝達された、当事者は、置き去られ裁判そのものが全く解からない。

答弁書は、説明・抗弁もない、単に全面否定だけ、素人ながら答弁書として受取れない。

担当書記官の説明では、訴状等を読み上げ攻防すると聞いていた、その間過去の弁論状況も話したところ 1 回で終るなんて珍しいと聞き前記やり取りするのが口頭弁論と確認してある。その上に裁判所 HP の絵による説明も添付し、裁判長の確認を得て資料送付し裁判料も納入した。その資料には、訴状に 35 の案件を設問・問いかけた。

その上に訴状でこれのやり取り・・・口頭でのやり取りが出来ないのであれば、

『裁判はしない・・・』

と明記した。

同時に『最低限・・・工程・予定の通知』

を求めました。

この当然の些細な要望が一切拒絶されるのなら、裁判の意義は全くない同時に、書記官の説示は「嘘」になる、裁判長職権とは云え明らかな「濫用・詐欺」求・責任処理。

過去の安チョコ裁判を何回も経験した事から真っ当な裁判を懇願した。27 日には、5 回目の再開を申し入れ、人間として兄弟としての情念をも訴えた。

巷では、弁護士会・日弁連への対本人訴訟者の見下し事情や、最高裁の圧力等を噂として聞き及んではいるもののここまでぞんざいな扱いは噂が真実である事を証明したことになる。私は、弁護士の商いへの理解をも示し且つ、裁判官職への敬意も表した。

それに付け上がってか、平成 16 年の「捏造補正」を、わざわざ判決に書添えてバトンタッチした口頭勝訴が書面で敗訴・それは類まれな地裁松田裁判長の「2 枚舌判決」続く 22 年の「ぶん殴られ事件」同時発生「弁護士先導の録音偽造」、それに輪を掛けた 23 年の「証文証拠不採用」25・26 年の「録音偽造の証拠隠蔽」続く、裁判所の不正を正規判決として邪実績して置いて「邪・既判力処理」、これだけ積み重ねた弁護士と組した裁判所のデタラメ不正に社会国家は無頓着・当裁判長も躊躇することなく、当訴訟を早期に葬る為職権濫用までして被告の傷害や代理人の不正を隠蔽、為に裁判の早期終結と判決を急ぎ遮二無二本人訴訟側潰しに訴訟指揮だったのである。

この不正は当訴訟で断ち切ってください、それには設問の回答チェックをさせてください・・・故に口頭弁論再開は必須である・・・再度伏してお願いいたします。

それにしても、貴裁判長の

《俺は、傷害の有無を判定するだけだ・・・ほかは頓着しない・・・》 (の趣旨)

これでは済まされない、全争い震源は平成 16 年高裁鬼頭裁判長の「捏造補正の書添え」から即後を引きずった「**2 枚舌判決**」この裁判所不正の連携で今日のデタラメ不正が継続していることを再確認する必要がある、裁判所自らが総合更正する義務がある。

これ等諸々の是正のためには、憲法の「良心」に従って判決できる・・・と中学校の社会科で学習した。以降憲法の改正は無いと承知しています。

今回は、訴状での前提・裁判条件にも鑑みてこの

《過去のデタラメ判決をも総括して貴裁判長の“良心”で公正な判決》  
をお願いいたします・・・これには、裁判所の HP と書記官説明の

『双方向の口頭での攻防で設問チェックしてください』

これなくして真っ当な判決はありえないし、あくまで拒否し続けるなら「訴訟経済」や「訴訟指揮」(書記官説明の終結宣告の理由)・・・そして判決日時間を数拾分延長するなんぞの小手先では、到底収まらない。原点に戻して

『双方向の口頭での攻防』は、何せ・・・裁判条件である、これに戻してください。さもなくば裁判長の交代で双方の立場をを立て、そしてつないでください。

さて、裁判所は、ここまで書いても平然と人間常識を逸脱するのであれば国民は裁判を真っ当に且つ円滑には受けられない。如何様にすれば当事者の意向が反映されるのか、裁判は国民自身のためにしている・・・如何様に段取り立ち回れば、当事者の意志・意向が円滑に伝達反映されるのか、或はその説明を受けられるのか、今後のためにも教示下されたい・・・お願いいたします。

また、裁判ってのは、如何に簡単と思えても代理人をたてないと裁判自体してくれないのですか、おうかがいいたします。

同時に憲法 76 条の「良心に従い独立して職権を行って」いるとは到底思えないが、例えば当訴訟で何処に「良心・独立」への状況がありますか、これも教示下されたい、これ等は国民・本人訴訟者の最大関心ごとです、回答方よろしくお願いいたします。そもそも裁判所は、当兄弟紛争のようにちっぽけな事をわざわざ大げさに拡大複雑化して、本人訴訟側を邪にねじ伏せる、如何なる生産性も無い邪に敗訴させられ今度こそと深入りする、それはデキレース化している。小さな正義感の元深入りすればするほど弁護士餌食となり裁判所からは眼の上のたんこぶとして蹴散らされ潰される憂き目にある、このケジメは、公正なる裁判とその再開以外にない、必須である。

第9民事部；熊谷担当裁判長経由して

横浜地方裁判所所長；奥田隆文 殿

平成28・01・01日

慰謝料請求裁判；原告 山村 三郎

### 当原告山村の扱いについて

新年早々に無礼な通信ご容赦のほどお願いいたします。

度々の通信・私の状況はご承知でしょうか、先般の通信では総務課より突っ返されましたこんなことから、届いてないやも知れませんが一応概略を説明してみます。

1・昭和45年秋兄から自営工場の公害問題でその解決策として、親父の遺言をも絡めて 受断交宣告

「俺が出してやるから・・・工場移っちめ一よ・・・！」

との提案の基・工場移転計画を立てて昭和46・02・01日提示すべく訪問したところ提示前に「そんな約束はしてない」と手のひら返され、その挙句

「お前とは、もう都合わね一や・・・！」・・・と、「断交宣告」されましたその後はごたごたしましたが、まさか今日までの恒久化するとは予想だもなかったのですが、現実は一生涯の争いとなってしまっています。

2・その後は月並みの相続裁判や裁判所が最も嫌う街宣もしました。 傷害事件

その街宣の関連で刑事事件となり、実刑を科されましたが、その保釈時に生家へ先祖参りしたところ玄関先で蹴飛ばされました。(平成14・03・21日)

その後云通不通なことから3/28日治療費11,240円を電話請求したところとりに来いってことになり訪問してみると警察官に悪者見立てで迎えられました。

しかし、電話連絡して集金であることが知れると驚きの様子で最後には仲介までしてくれました。結果は

“その現場に駆けつけていた実姉を通して払うってことになりました

但し、金額は実費11,240円ではなく・・・金額は一任されました” (甲3号証) 傷害金一任

しかし、またしてもスッポカシです。

5/28日には、再度集金に立ち寄ったところ

「てめ一何んかにゃ絶対払わね一・・・！」

との猛剣幕での歓待です・・・『ならば玄関戸でも預かるか』としたところ

「お一・・・持ってクンなら・・・持ってけ・持ってけ・・・！」

持ってきたら「窃盗罪」とされ再度ブタ箱行きになりましたが、10日で取下げたことから一応開放されました。

ところが、支払いの様子が無いことから催促に出向くと110番での追っ払いです、このことから止む無く簡裁に訴したところ見返りに全くのデタラメ訴状が弁護士付

で地裁に出され地裁併合裁判となり、結局敗訴されました。

初期裁⇒併合・デタラメ

約束不履行

預⇒窃盗罪



3・想定外の展開にあっけにとられているところに担当書記官から、裁判は3審制ですから不服なれば、まず控訴してくださいと教示され、相手は核心は全部嘘であるし必ず分かってもらえろと思ひ控訴しました。

ところが今になってしみじみ解ったのが、裁判所は本人訴訟者対弁護士付裁判は本人訴訟者を当事者として認めないことです、かといって今更代理人は容易には付かない、よしんばデキレース化された中に付いたにしても敗訴・棄却が定番です。

さて、

我々兄弟裁判では、世間の定番デキレース化とは、全く事情が異なります。

それはこの「断交宣告」が、両者の知る銀行支店長証文により（親父遺言が義姉＝兄嫁の横槍で）、兄側からの一方的に通達されたことが1審で認定されました。

これで即、争い本命の親父遺言に絡む工場移設の執行を迫る「工場移設明示裁判」を訴訟したところ地裁松田清裁判長は、口頭弁論最終日

《（本人調書も終わり）裁判はこれで終わります、原告の今回請求は100/16,000万円ですから、前回で50万の未払いがある・・・100-50=50万円・・・

この50万をそちらにやれば終わります、どうですか話合いますか・・・！》

『・・・一応判決をお願いできますか・・・』（として、判決を待つことになる）

（弁論終結平成16・03・11日・損害賠償2審判決2/17日・明示裁判判決5/21日）

さて

この間に上記損害賠償裁判の「捏造（補正）書添え」判決を送り付けられました。

このことから思える「2枚舌判決」されあっけなく棄却されてしまいました。

4・この「捏造（補正）」書添え判決について説明します。

兄弟断交原因は、兄夫婦で当時発言力のあった義姉が、相続全部を私文書偽造して夫婦に登記し且つ、遺言まで強欲して、兄貴の工場移設建設約束反故を強要、極悪人兄を通して断交宣告させたのです。（甲4・妻の証言・甲11・相続裁判P7）

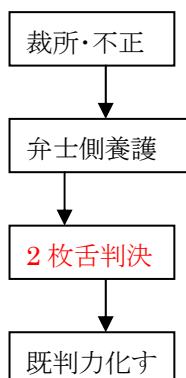
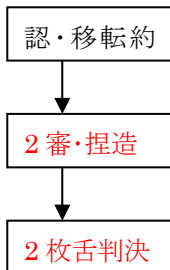
こんな中に平成14年「損害賠償」との全くのデタラメ虚偽訴訟が起されたのを大久保弁士提案・簡裁裁判長長田修三が職権とやらで敢えて地裁送りし複雑化敗訴させたのです。このデタラメ訴状で兄は断交原因を

《弟が機械購入代金2,400万円をタカリに来て断ったら（弟が）絶縁した》・・・と嘯いたのです。その年月は、昭和43・40年代中頃・44年は以前とした。他方私弟は《親父の遺言に絡めて産業公害工場を自費で移転してやるとしたのが

義姉横槍で移転約束を反故し且つ、永久に催促させ無い事を策し断交宣告した》と主張、ところが損害賠償裁判・高裁・鬼頭季郎裁判長は

《（弟鉄工所で使う）鋼材等購入代金をタカリ断られて絶縁状態となった》・・・と。

鬼頭は弁士付き側に民訴法違反してまで加勢して敗訴させた。松田はこれを引き継いだと思われる口頭勝訴をひっくり返し書面で「2枚舌判決」し敗訴させたのです。





- 5・この高裁鬼頭と地歳松田の違反連携が今日のゴタゴタ原因として踏襲されている、これが当兄弟争いの中核を成す事情である事を確々と留置き下されたい。

この捏造判決後

兄の極悪虚偽訴訟も裁判所の後ろ盾を得て連続勝訴となりほぼ固定されてしまいましたが、親父の遺言に基づく弟から工場移設請求の余地があることから、兄は平成17年「面談禁止申出」をし秋山？裁判長は、その審尋終了時

「弟さんの怒りはよく分かりました・・・が、判決は別です・・・」

と、訳の解らない終了時・先告を聞かされたものの・・・判決は「面談禁止」となる。ところが、傷害治療費 11,240 円の矢の催促にねを挙げ、大久保事務所飯島弁士を交え話し合うことになり、平成 17・07・18？日弁士会館で 3 人が面会しました。

裁判ではこの工場移設からの勝手な断交宣告が置き去りにされていることからこれを持ち出したところ、話の途中でさえぎられました

「そんなことはとっくに裁判で決まっている・・・」・・・と

『それなら・・・話すことはない・・・帰る』と席を立ったのです、会話は 30 秒です。今記した通りほんの 30 秒程度が、「申出書」では 10 行程に書かれていたのです。

(偽造録音 CD の反訳は、弐拾数頁に旨くシナリオされています) (甲 17・面禁訴状 P11)

弁護士関連法規を見るとこれはとんでもない事態です、弁護士が全くのデタラメ申出文を書いたのです、これを平成 21 年確認訴状としてデタラメ申出の意向を問うとこのことので書いたのですが、金額が書いてないことから取下げるか・補正せよとのことであったのです、結局は取下げました。(が訴状書面は返却されず地裁にあります。)

後、面禁解除を申出たら平成 22 年訴訟となり弁護士の「申出虚偽文」はそのまま訴状にも記載されていました。

訴状 P11・10 行目以降に「昭和 43 年から 47 年・・・事実経過・・・些細な違い・・・」の面会中身として全くの嘘が書かれていたのです、しかも現実的には

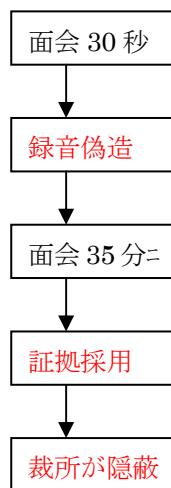
- 1) 47 年の事象は無い・・・46 年に断交宣告されて事象・交流は無いのに 47 年とある
- 2) 従って、事実経過・・・の事象は無いのに「事実」とある・・・これは何か
- 3) も 1 つ、些細な違いも無い、違いは大きく違うか・殆どが虚偽や逆である

これを問質したのが、甲 18・弁論調書・・・話してない嘘だから原告弁護士本人にして答えられない。しかし、最終的には「偽造してその時の録音」として証拠提出、裁判所はここでも、調査審査することも無く簡単に証拠採用したのである。

さてこれとは別に

前記工場移設約束の存在が、尋問から明確となり判決に書添えられました。(判決 P20)

16 年の鬼頭・松田判決のデタラメ嘘が暴け、その判決が天下晴れてひっくり返り正規に戻ったのです。よって、23 年に先ず初期「金額一任治療費」請求の内 11,240 円は棄却されていることから「一任額」より差し引いた「残額請求」を訴えました。



6・この「面禁裁判」判決日・地裁が成した突出の重大事件を披露しておきます。

判決日に当事者が直接聞きに法廷に行くことは普通したことが無いが、タマタマ時間的余裕があったことから出向きました。

判決法廷前には拾数人の国営暴漢屋がタムロシ・法廷内には7人が目を光らせていました、最初は他の重大判決のための準備であるのかと置いていたところ、私の判決だけの暴漢屋による威嚇でした。

判決は、主文だけつまり数分か数拾秒で終わったことからせつかく来たのであり全文読み上げを希望したら相応の事情を述べ・・トドの詰まり出て行けてことである、少々の押し問答の末強制退去させられ引き吊り出されたものの、自分で出て行くからってことで体には触れさせずに前庭にでて自車に向う瞬間30人も居たか暴漢屋に手足胴体まで雁字搦めに拘束・・次の瞬間、東京からわざわざ出張してきた**鈴木千春**とやりに「**ぶん殴られ出血した傷害事件**」です。 (大騒動の写真あり)

そのときには用意周到に警察車まですでに到着しているとゆう大騒動であった。

今回の「山村の扱い」作文に当りこれ以上の深入りはしませんが、こんな柔人間私1人に何故か・・との、極めて不可思議な事件であり横浜地裁は暴力団紛いの「**暴漢集団**」であることを悟らされた、しかし、この背景は何か・・である。

これは改めて貴殿に問い合わせても無回答と思われることから、独自に国家国民に問い質す予定です・・

裁所が傷害

受・逆告訴

7・さて#5・の延長にカジをとり直します

平成14年先祖参りに出向いて玄関先で蹴飛ばされ受傷、このとき兄貴は、警察官仲介で現場に立ち合った実姉を通して治療費を支払うことを約しました、但し、親父の遺言を絡めて請求金額を一任しました・・ (甲3・金額一任支払約束証)

平成23年(ワ)2866号金額一任支払金の残額請求がそれです。

平成16年デタラメ損害賠償と併合判決され11,240円は棄却されたことから

《一任金=∞・・金額-11,240円≒∞・・金額　　・・この請求裁判》

これにても口頭弁論は、

『裁判長一寸まってください』・・『裁判長・・』　　・・この二言目に退去命令・・この時は、裁判所庭に警察車が定位置に対峙する厳戒体制、裁判は3人の合議制・・この理由を落合真人担当書記官に問い続けてきている

『こんな多勢の目で睨まれる法廷は、独りでする私は真つ当な裁判は受けられない悪いところがあれば直します、指摘下さい・・』

《山村には答えません・・この答えないのが答です・・》　　・・と

以後落合は総務課に転勤数回問合せても最終的には、110番で追っ払われるだけ、真つ当な対応・説明は一切ない・・如何様なことか改めて説明下さい

また、落合が転勤になったと聞きましたが、山村潰しだけは引き継がれています。

秋吉裁官

弁士の手先

山村締出し

8・22年工場移設約束が再認定され、状況も変わるのかと思いきや現実には逆さまである。「一任額の残額請求」に続く24年の深見敏正裁判・25年直井和夫・26年内田貴文・27年倉地康弘の各担当裁判全て口頭弁論とは掛け声だけ、裁判所HPの口頭弁論とはおよそ縁遠い・・・口頭弁論・裁判の態を成してない。

弁護士付き側裁判当事者に対し本人訴訟者へは、ナマジ相手すると弁護士付き側が大怪我する・今回の傷害裁判は弁護士付側の兄貴は、正に瀬戸際まで来ている22年の「本人調書で裁判放棄状態」原告でありながら核心部分は一切答えられなかった、過去に口頭尋問3回・・・事ある毎に弟も尋問慣れしてこれ以上言葉を喋らせては、弁護士付き側が敗訴する・・・弟の問質しには一切応答不可状態・・・これを裁判所が一丸となって匿かまい蹴散らし或はゴマカシ・・・そして潰す・・・これが、裁判所の悪行とすれば、警察はその悪どきで作用・操作者である。或は、これは、私の仲間の意気にとっ違えられているのでしょうかこの現状況は世間知らずの悪染料に絆がされているやも知れませんが素人です・具体的に分かりやすく説明が賜れることお願いいたします。

ところで、裁判所は国家に保護されあらゆる権限が付与されている、それは与え過ぎとも思っていない。要はその職権を如何様に効果的に運用するかである。

裁判で原告は7～8割の優位性が無いと勝てないと聞きました、また、書記官は証拠が伴わなければなりません・・・と。(再審申請時の高裁16民事鹿見?(女)主任書記官)

しかし、兄貴は邪に勝訴したその判決書を並べるだけ具体的証拠は一切無い・・・この事実を・・・これは如何様なことですか・・・と、再審時担当書記官に問い合わせたら「私は、書記官ですこれ以上は答えられません・・・お帰り下さい」・・・と県庁主宰の法律相談でも聞きました

「判決は絶対です如何なることも不服は耐えるしかない

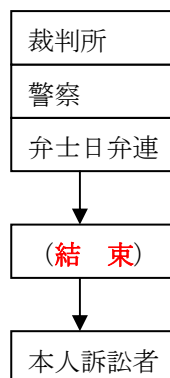
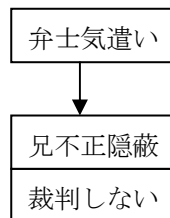
但し、裁判は納得できるまで・・・続けることです、何時かは正解がでる・・・！」

22年私には正解が出ました、しかし事態は逆さまで、秋吉裁判などは極端です、何せ裁判以前からならず者扱いですそれへ落合書記官まで便乗していることである。所長如何ですか人間山村の地裁での評価は如何様になっているのでしょうか・・・?

今の状況は#5・冒頭で書いた通り真っ当に処理されていたらとっくに裁判は終わっている、今のゴタゴタは裁判所が「食っ権」で仕組んだのです、真の職権は憲法の

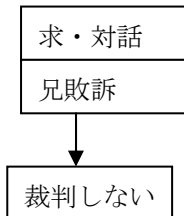
「・・・良心に従い独立していること」

これが蔑ろにされその職権行使は明確に不公正・偏りすぎ、原告の断交事情が両者の主張ではない「鋼材等購入代金のタカリ」とは、職権でなく「食権」と化した。鋼材は親会社支給で且つ、裁判資料にも無い、それを裁判所は承知しながら雁首揃えて是正しない明確にデタラメである、「食権」は裁判を掻き乱している。



## 9・私の真実は最高裁長官の

《事案の実相を理解し、幅広く納得が得られる解決》には浴する境遇にはないのでしょうか、これが適わないのであれば貴殿の《適切な解決》をお願いできませんか如何です今回は、以前の訴状とはその趣は異なります。それは訴状最終行で

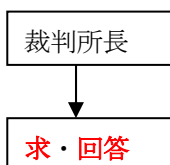


## 裁判所への要望

当「傷害慰謝料請求」に当り、一連紛争の完全決着の礎ともしたい、ために過去の同列事件の羅列・紛争経緯を記述し、法廷で話すことを幾重にも求めた。裁判所が、過去の不条理に配慮し弟主張を全面認定して判決に盛られるのであれば、付け足し無く・不服なく裁判所の指揮に従いますが、そうでないなら法廷で兄貴と話すことだけはさせてください。これが、和解とゆうのか・話し合いとゆうのかは詳らかではないにしても、これ等趣旨に納得のゆく処置を乞い付随する大まかな日程・工程事情の通知は必ずや求めて置きます。（長官の「心得」）勿論、主旨に添う必要な書類手続は、その指示を仰ぎながら対応して参ります。若し、この主旨に添えないのであれば、当訴状は一旦取下げ次機を検討し機が熟した状況で再度出し直します。

この状況下、裁判所の渾身からの検証が賜れますこと祈念いたします

としました、当裁判長は旧態依然とした踏襲対応、これは受容できない断ります。僭越ながら裁判長としての独立・公平・公正そして正義はその欠片も無い・司法界としての覚醒が必要である、同時に裁判官としての自覚責任を求めたい。私の口語能力ではこれ以上明確な表示はない、事実他にもそんなに多くあるとは思えない。それとも裁判所は如何様な表現なら私の意志希望が反映願えるのでしょうか、これも具体的に教示下さい。



さて、も1度かこの裁判暦振り返ってください、平成16年にわざわざ違反して「捏造（補足）書添え」た鬼頭判決・これを引継いだ「口頭勝訴・書面敗訴」の「2枚舌判決」の松田判決で裁判人生は邪に固定させられたのである。

裁判は、「主張の何れが法に適っているか、そしてその裏づけが必要」と聞いている。ところが、裁判所自らがこの掟を法に違反して捻じ曲げて弁護士付き側に加勢した・・・盲目に・・・証文も3点ある・他の証拠も腐る程積み重ねてある、国民として裁判当事者として全てを成した・・・これ以上の成す筈がない。

民主主義国家・・・裁判の3審制と胸張る日本国裁判所、その長たる貴殿に今後如何様にすれば国民が求める公正な裁判が与えられるか、さもなくば如何様な接し方をすれば、真っ当な対応が得られるのか、事の最後をご教示ください・お願いいたします。



横浜地方委裁判所委員会

委員；奥田 隆文 様

平成 28・01・12 日

慰謝料請求裁判で口頭弁論せず棄却された原告；山村 三郎

通信 090-3147-9120

メール [s3yaeb@mapje.ocn.ne.jp](mailto:s3yaeb@mapje.ocn.ne.jp)

度々の通信この煩わしをご容赦下さい

本筋ではないかとも推察いたしておりますが、裁判で私の本心が摺りかえられて居る実情です、かといって所長としての貴殿にも実直に感受願えたか否かも疑問です。前々回は、貴所長の目に触れたか否かのことだけでも返信願ったのですが、総務課落合より、面々当てで・余計な郵送料まで付け足しての返送、この狂乱感情を理解下さい。それにしても、今回も貴殿に伝わるか否か分かりませんが、この心情を片隅に置きながらでも止むを得ません、判読願えることをお願いいたします。

多忙を推すれば、最後尾 6 頁だけでも趣旨は伝わりますのでお願いいたします。

さて

裁判ってゆうのは如何様なためにあるか、3,000 億以上の予算を与えられそれでも不足なようですが、我々本人訴訟者は裁判所が本当にその気構えさえあれば、殆どが裁判長の仲介形式で造作なく和解できる、それは、簡裁を傍聴すれば明らかである。

司法統計では、簡裁で和解は 60%前後ですが、実際に傍聴すれば殆ど全てが裁判長仲介で終わってます、今回の裁きも 1 回の口頭弁論で納得解決します・それをさせない。

しかも、口頭のやり取りが出来なければ裁判しない、とまで表示している。(訴状最終頁)地裁とて似たり寄ったり、弁護士不在の素人同士の裁判は前記仲介形式で終る、であるから簡裁から地裁に送る必要は無かった。平成 14 年 11,240 円請求は、悪辣大久保弁護士提案、簡裁；長田裁判長が弁護士商売のため地裁送りした。云うなら、大久保と裁判長が暗黙に組し、わざわざ複雑化し弁護士商売させ兄弟仲を引き裂いた。

その上に高裁・鬼頭が法律違反してまで「捏造補正」職権し、地裁松田の「2 枚舌判決」が追い打ったのです、それを各裁判官が雁首揃え素通りさせ、これに付け上がった飯島奈津子担当弁護士が弁護の崖っぷちを「面会録音の偽造」で見繕ったのです。(22 年)熟慮下さい・・・これ等デタラメが無ければ、我々兄弟争いは 16 年で全てケリついている。兄弟双方は残傷で済んだ、デタラメに敗訴宣告された私の心情を理解下さい・・・国家に余計な財政負担を強い尚且つ私の後半生は、裁判でぶちのめされたのです。

これ等のイカサマ不正は、国家として如何様に処理願えるのか、或は放置か・・・確たる返答を教示下さい。とは云え後々でせせら笑われているようで逆に寂しさが募りますが、源泉部署裁判所の如何様な手はずに浴せるかを求める次第です。

尚、前回は、裁判所所長として僭越ながら裁判正常化への覚醒を求めましたが、今回は裁判所委員として、国民の意見を反映するとの建前から、これ等諸々の提案と教示を賜りたくお願いしました、この点もお含み願ひ、ご指南の程おねがいたします。

平成28年1月12日判決言渡し 同日原本領収 裁判所書記官

平成27年(ワ)第3791号 慰謝料請求事件

口頭弁論終結日 平成27年12月15日

判 決

神奈川県綾瀬市吉岡東1-14-35

原 告 山 村 三 郎

横浜市泉区和泉中央南4-21-23

被 告 山 村 金 平

同訴訟代理人弁護士 大 久 保 博

同 田 場 眞 理 子

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、90万円及びこれに対する平成27年11月4日（訴状送達の日翌日）から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

- 1 本件は、原告が、被告に対し、平成25年9月26日、被告の暴行により受傷したとして、不法行為に基づく損害賠償として慰謝料90万円及びこれに対する訴訟送達の日翌日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 原告の主な主張

- (1) 原告は、生家である被告の自宅に先祖参りをした際、被告の自宅内において、被告から、70ないし80センチメートル前後の段差で突かれ、追い打ちをかけられるなどして転倒させられた上、原告が起き上がるや後ろから玄

①



関の固定戸に激突させられた。被告は、原告が逃げるように外に出た後、鉄製の土落としを後ろから投げつけ、原告の腰に直撃させた。

- (2) 被告の暴行により、原告の腕と腰に傷害が生じた。腕の傷害については、ぶら下がるなど極度に力むときに軽いけいれんが生じるから、傷害慰謝料の額は90万円が相当である。

### 3 被告の主張

- (1) 原告が主張する事実は一切ない。仮に原告が当時何らかの傷害を負っていたとしても、受傷の原因は被告とは関係がない。
- (2) 原告は、被告や被告の子である山村政彦に対し、いやがらせ行為の一環として、濫訴というべき訴訟を多数提起しており、被告や山村政彦の負担は極めて甚大であり、本件もいやがらせの一環にすぎないことは明らかである。

## 第3 当裁判所の判断

- 1 原告は、平成25年10月7日、神奈川県海老名市内に所在する石坂整形外科クリニックの石坂淳医師（以下「石坂医師」という。）から、同日より加療約2週間を要する右上腕挫傷と診断されたこと、その診断書には、同年9月26日に受傷した旨が記載されていること（甲1）が認められる。
- 2 この点、原告は、被告の住居内において、被告から転倒させられた原告が起き上がるや後ろから玄関の固定戸に激突させられ、また、鉄製の土落としを後ろから投げつけられ、原告の腰に直撃したなどと主張し、その旨陳述する（甲9、10）。

しかしながら、石坂医師作成の診断書（甲1）には、上記のとおり、同月26日に受傷した旨が記載されているにとどまり、原告が石坂医師に対して被告から暴行を受けたことにより右腕に受傷した旨の説明をしたことがうかがわれる記載は一切ない。

また、横浜地方裁判所は、平成17年9月20日、原告に対し、被告（その親族を含む。以下、本文において同じ。）の住居に立ち入り、又は被告に面

接、架電するなどして面談を強要してはならない旨の仮処分決定（当庁平成17年(三)第709号。以下「面談強要禁止仮処分決定」という。）を受け、同決定に対する保全異議申立事件（当庁同年(三)第7694号）においても、面談強要禁止仮処分決定が認可されたこと、平成22年12月20日、面談強要禁止仮処分決定の本案たる面談強要禁止等請求事件（当庁平成22年(ワ)第2228号）も認容されたことがうかがわれるところ（弁論の全趣旨）、原告が立ち入ることを禁止されている被告の住居内において、被告が原告に対して暴行を加えたというのも疑問がある。

そうすると、以上の証拠（甲1, 9, 10）に照らしても、原告が主張する被告による暴行を認めることはできず、また、他に被告による暴行を認めるに足りる的確な証拠を見いだすこともできない。

- 3 よって、原告の請求は理由がない。したがって、原告の請求を棄却することとし、訴訟費用の負担については、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

横浜地方裁判所第9民事部

裁判官 熊谷浩明

デキレース裁判は、**裁判長はその資料を読まない** (判決の5つの疑問)

判決

平成 28・02・22 日 **赤**で訂正す

- 1・弟が転倒・・・？  
ーこれは書いてない・・・！、逆さまである  
被害届紙面で兄貴が転倒と~~した~~・・・と明記しているのに・・・ (証拠；被害届)  
平成 16 年の鬼頭判決の捏造に準~~ず~~る、勝手気まま判決である  
(デキレース故、裁判長・答弁書だけ読み、原告訴状や図解証拠等は読まない・・・？)
  
- 2・診断書に右腕・受傷した旨の状況説明 (が無い)・・・と  
診断書は、通常その状況説明までも書くのか・・・？  
診断医にも問い合わせたが、別紙の通りである (別途診断医書面)  
また、確実性を保持するため弁護士 2 名にも問い合わせたが、その例はない・・・と  
(別途書面)
  
- 3・(禁止・・・被告住居内・・・で) 暴行・・・(した)・・・の疑問・・・？  
お墓へ行くところ「工事中でお参り不可」よって・・・許可を得て先祖参りした・・・  
事実状況をこれだけ説明しても、これは筋が通らないか・・・？ (お墓新旧写真)
  
- 4・当事者の希望・要望そして陳述は、一切聞き入れない、被告書面のみ細部まで信用  
しかも、原告書面・中身の具体的確認すらしないが為判決は、頓珍漢となっている  
通常これ以上の証拠は、要求されない (弁護士相談にて)
  
- 5・ここでも趣旨以外の書添えがない  
平成 16 年鬼頭判決は、法律に違反してまでわざわざ「弟の負」を書き添えている  
にも拘らず、「弁護士付き側の負」は一切書き添えない。 (表 6 枠損害賠償)  
弁護士付き側へ弁論で問いかけさせたら敗訴が明確、これが為弁論をさせなかった  
平成 22 年面禁裁判中身をみれば知れる・・・弁護士から本人まで応答できなかった  
一言でも原告が口上すれば、その口上全てに応答出来ないからである。(表 9 枠面禁)  
12 人の弁護士が雁首揃えて提示した「録音 CD の偽造」が暴かれて大問題となる  
(表 9 枠面禁)
  
- 6・「録音偽造」とは問説チェックに含めているからである (問設 10・24・34)  
前裁判で裁判官は「捏造補正書添え」の不正をも含め、諸事項は弁護士に問えとの  
ことであった故、これを良く知る大久保に問質すことを想定していた。 (表 6 枠)  
問設には裁判所の (逆訴された)「ぶん殴り事件」等々諸々の問いかけがある (表 9 枠)  
今回の判決は、こじ付け事情が象徴的・先般の倉地康弘裁判長の言い付け通り一番  
詳しい相手弁護士に問うことであった、全てに具体的証拠のない被告の嘘、弁護士の  
デタラメ作文だけで勝訴してきたその正体まで洗いざらいすべて明らかになる・・・  
故にそれをやらせない・・・訴訟指揮は裁判所にとって悪辣・邪に活かす便利権である。



平成 28・01・12 日 恵一郎へ訴状一部抜粋で出荷と告訴状と共に・・渡す